

# 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案等に関する意見公募手続の結果について

令和7年4月16日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
高圧ガス保安室

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案等について、令和7年3月5日（水）から同年4月3日（木）まで意見公募手続を実施しました。お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方をとりまとめましたので、公表いたします。

今回、高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示については、令和7年3月28日に公布を行い、冷凍保安規則等の一部を改正する省令については後日公布予定としております。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

## 記

### 1. 意見公募の実施方法

#### (1) 意見公募期間

令和7年3月5日（水）～令和7年4月3日（木）

#### (2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）

#### (3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メールを通じた提出

### 2. 意見公募の結果

意見提出数3件※

### 3. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

---

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

	意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第5号及び冷凍保安規則第17条第1項第6号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認められたもの」の取扱いについて（内規）</p>	<p>4. 試験研究施設変更工事について（1） 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」は軽微変更通達2. に該当するものを指すのか。</p> <p>5. 届出に係る要件について（1） 「公表していること」ということは広く世間一般に発表されているということになるかと思うが、一事業者の管理体制を公表する必要性があるのか。</p> <p>8. 試験研究施設軽微変更工事実施者の義務について（4） 施設そのものの休廃止は法の規定に基づき届出がされるものであるため、本号で定める届出は不要ではないか。</p> <p>8. 試験研究施設軽微変更工事実施者の義務について（5）</p> <p>9. 都道府県知事等による措置について（2） 届出行為に条件を付されることに違和感があるが、条件を付す対象は個別の届出者ではなく、取扱い全般、例えば各都道府県等が別に基準を定めるような場合のことを指しているのか。</p>	<p>○4. 試験研究施設変更工事について（1） ご指摘のとおり、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（軽微変更通達）2. に該当するものを指します。</p> <p>○5. 届出に係る要件について（1） 「法人の代表者が、試験研究施設（試験研究の内容を含む。）及び試験研究施設変更工事に係るリスクを認識、評価した上で、その保安の確保の責任を有すること」の文書化・公表を求めており、「試験研究施設の保安体制、役割等の事項」については、（2）のとおり、文書化は求めています。公表までは求めておりません。</p> <p>○8. 試験研究施設軽微変更工事実施者の義務について（4） 例えば、休止届は、保安検査の対象となる特定施設に係る休止であり、廃止届は、高圧ガスの製造に係る廃止ですので、必要に応じた手続きがそれぞれ運用されることとなります。御指摘箇所は、本内規に基づくものとして定めているところであり、「施設そのものの休廃止は法の規定に基づき届出がされるもの」に限るものではありません。</p> <p>○8. 試験研究施設軽微変更工事実施者の義務について（5）</p> <p>○9. 都道府県知事等による措置について（2） 具体的な事案を踏まえつつ、必要な範囲において、都道府県知事等の判断により条件を付することができるようにした措置となります。</p>

		<p>各様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビ則様式は「特定」と記載されているが、本規定に基づく届出は「コンビ」と記載するのか。</li> <li>・第二種製造者にあつては「届出番号及び届出年月日」を記載することとなっているが、届出番号というものは事業者へ通知される性質のものではないのではないか。</li> </ul>	<p>○各様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりです。</li> <li>・届け出た自治体から知らされていない場合には、その自治体に確認していただければと思います。</li> </ul>
2	<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 49. 設備の点検・異常確認時の措置(コンビナート等保安規則関連も同様)</p>	<p>・意見内容</p> <p>本項目は、第6条 第2項 第4号に関係するものであり、製造の方法の基準に該当すると思います。しかし、遠隔監視に必要な措置として、第6条 第1項に規定されたハード面での保安機構の遠隔監視を設置するように規定されています。</p> <p>これらの措置は製造のための施設の位置、構造及び設備の技術上の基準にあたります。</p> <p>但し、本項目は、第6条 第2項 第4号に関連するもので、製造の方法の基準に含まれると考え、保安検査の対象にならないのではないかと考えます。そうであれば、本項目に保安検査の対象とならない旨の注意書きをして頂きたいと思います。</p> <p>(省令の改正内容が不明なので、省令で明確になるのであれば問題ないのですが。)</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)</p> <p>保安検査を実施する者として明確にして頂きたいと思います。これには、保安検査受検の製造事業所、所轄行政との見解の相違が出る恐れもあり、明確化して頂ければ幸いです</p>	<p>本基準に基づき、遠隔監視を実施するという場合には、その遠隔監視所については、完成検査／保安検査の対象です。ゆえに、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 49 の 2. にあつては、注記 2. において、「講じられた遠隔監視のために必要な措置に係る基準適合確認は、使用開始前にあつては規則及びコンビナート等保安規則の完成検査の方法の例により、ASU事業所における保安検査実施時にあつては規則及びコンビナート等保安規則の保安検査の方法の例により行うものとする。」と明記しているところです。</p>
3	<p>各種様式</p>	<p>・意見内容</p> <p>申請・届出等については、法人である事業者等については法人番号の提出を行わせた方が良いのではないかと</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>考える。</p> <p>法人番号のある事業者等については法人番号の提出を行わせるようにされたい。</p> <p>・理由</p> <p>法人番号の提出が行われる事により、行政（経済産業省だけでなく、地方公共団体、国土交通省等も）の能率の向上が見込め、また公正性の確保がより行われるようになると思われるので。また、事業者自身にとっても行政への照会において一覧性のある形で現状及び過去の自らの組織についての状況の把握が行いやすくなるので（そしてそれは公正性のためにも重要な事と思われる。）。</p>	
--	---	--